

中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（林業部分）

（1999年8月10日国家林業局令第3号公布）

第1章 総則

第1条 「中華人民共和国植物新品種保護条例」（以下「条例」と略称する）に基づき、本細則を制定する。

第2用 本細則に言う植物新品種とは、「条例」第2条の規定に符合する森林樹木、竹、木質籐植物、木本観賞植物（木本花卉を含む）、果実（乾果部分）及び木本油料、飲料、調味料、木本の漢方薬材などの植物品種を指す。

植物品種保護リストは国家林業局が確定し公布する。

第3条 国家林業局は「条例」と本細則の規定に基づき、植物新品種の育成者権の出願を受理、審査し、併せて植物新品種の育成者権（育成者権と略称する）を付与する。

国家林業局植物新品種保護事務局（以下植物新品種保護事務局と略称する）は、本細則第2条に規定する植物新品種の育成者権の出願の受理と審査に責任を負い、植物新品種保護と関する検査・測定、保存などの業務を組織し、国家の関連規定に照らし、植物新品種保護と関連する国際事務などの具体的な業務を担当する。

第2章 育成者権の内容と帰属

第4条 「条例」に言う繁殖材料とは、全植物体（苗木を含む）、種子（根、茎、葉、花、果実などを含む）及び植物体を構成するいずれかの部分（組織、細胞を含む）を指す。

第5条 「条例」第7条に言う職業上の育種とは、

- （1）本職業務において完成させた育種。
- （2）本組織の交付する本職業務の履行以外の任務で完成させた育種。
- （3）元の組織を離職し3年以内に完成させた元の組織が担当する業務又は分担業務に関連する育種。
- （4）本組織の資金、機器設備、試験場地、育種資源とその他繁殖材料及び対外的に公開しない技術資料などを利用して完成した育種。

前項に規定する状況以外のものを非職業上の育種とする。

第6条 「条例」に言う植物新品種を完成させた育成者、育成者権出願者、育成者権者には、組織又は個人を含む。

第7条 2つ以上の出願者が同一の植物新品種を同日にそれぞれ育成者権の出願を提出した場合、植物新品種保護事務局は、出願者へ出願権の帰属を協議するよう要求することができる。協議において意見の一致が見られない場合、植物新品種保護事務局は出願者へ規定の期限内に自身が最も先に当該新品種を完成させたという証拠を提供するよう要求することができる。期限を過ぎても証拠を提出しない場合は出願を放棄したものとみなす。

第 8 条 中国の組織又は個人が、国内で育成した植物新品種の出願権又は育成者権を外国人へ譲渡する場合、国家林業局が審査承認しなければならない。

国有組織が国内で植物新品種の出願権又は育成者権を譲渡する場合は、その上級の行政主管部門が審査承認する。

育成者権の出願権又は育成者権を譲渡する場合、当事者は書面による契約書を締結し、国家林業局へ登録しなければならない。国家林業局が公告する。

出願権又は育成者権を譲渡する場合、登録日から発効する。

第 9 条 条例第 11 条の規定に基づき、次の情状の 1 に該当する場合、国家林業局は植物新品種の強制実施の決定を下すことができる、又は当事者の請求に基づき決定を下すことができる。

(1) 国家の利益と公共の利益などを満たす特殊な需要の場合。

(2) 育成者権者が正当な理由もなく自身で実施しない又は実施が不完全である、若しくは合理的な条件での実施を他人へ許可しない場合。

植物新品種の強制実施を請求する組織や個人は、国家林業局へ強制実施請求書を提出し、理由を説明しなければならない。併せて関連する証明資料を各 1 式 2 部添付しなければならない。

第 10 条 「条例」第 11 条第 2 項の規定に基づき、国家林業局へ植物新品種の強制実施の実施料の金額の裁決を請求する場合、当事者は裁決請求書を提出し、合意に達することが出来なかったことに関連する資料を添付しなければならない。国家林業局は裁決請求書を受領した日から 3 ヶ月以内に裁決を下し、併せて関連の当事者へ通知しなければならない。

第 3 章 育成者権付与の条件

第 11 条 育成者権の付与は、「条例」第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条と本細則第 2 条の規定に符合しなければならない。

第 12 条 「条例」第 45 条の規定に基づき、「条例」の施行以前の第 1 回目に植物品種保護リストに組み入れられたものと「条例」施行後新たに植物品種保護リストの属又は種に組み入れられた植物品種について、リストの公布日から 1 年以内に提出された育成者権の出願の場合、育成者権者の許可を経て、中国国内で当該品種の繁殖材料の販売が 4 年を超えないものは、斬新性を備えているとみなす。

第 13 条 「条例」第 18 条の規定を除き、次の情状の 1 に該当する場合は、植物新品種の命名に用いてはならない。

(1) 国家の法律、行政法規の規定に違反する場合又は民族差別を帯びている場合。

(2) 国家の名称を命名する場合。

(3) 県クラス以上の行政区画の地名又は公衆に知られた外国の地名を命名する場合。

(4) 政府間の国際組織又はその他国際的に有名な組織を表す名称と同じ又は類似する場合。

(5) 植物属又は種の既に知られた名称と同じ又は類似する。

第4章 育成者権の出願と受理

第14条 中国の組織と個人が育成者権を出願する場合、国家林業局へ直接又は国家林業局が指定する代理機関へ委託し出願を提出できる。

第15条 中国の組織と個人が出願する育成者権の植物品種が、仮に国家の安全又は重大な利益にかかわり秘密にする必要がある場合、出願者が請求書に明記しなければならず、植物新品種保護事務局は国家の関連機密の規定に基づき、処理しなければならず、併せて出願者に通知しなければならない。植物新品種保護事務局が秘密にする必要があるとみとめ、出願者の明記がない場合、秘密出願により処理し、併せて関連の当事者へ通知しなければならない。

第16条 外国人、外国企業又はその他の外国組織が国家林業局へ育成者権の出願とその他育成者権の事務の処理を提出する場合、国家林業局が指定する代理機関に委託し処理しなければならない。

第17条 出願者が代理機関へ委託し国家林業局へ育成者権の出願又はその他関連事務の処理を委託する場合、委託書を提出し、委託権限を明記しなければならない。

出願者が2名以上で代理機関へ委託していない場合は、一方を代表者として書面で確定しなければならない。

第18条 出願者が育成者権を出願する際、植物新品種保護事務局へ国家林業局が定める様式の出願書、説明書及び本細則第19条に規定する写真を1式2部提出しなければならない。

第19条 「条例」第21条に言う写真は、以下の要求に符合していなければならない。

- (1) 写真は出願する品種の特異性を説明するのに有益である。
- (2) 1種の性質と形状の対比は同一の写真上になければならない。
- (3) 写真はカラーとする。
- (4) 写真の規格は8.5×12.5cm又は10cm×15cm

写真に簡潔な文字説明を添付しなければならない。必要な場合、植物新品種保護事務局は出願者に白黒写真の提供を要求することができる。

第20条 育成者権の出願書類に次の状況がある場合、植物新品種保護事務局は受理しない。

- (1) 内容が不全である又は規格の様式に符合しない場合。
- (2) 筆跡がはっきりしない又は深刻な書き直しがある場合。
- (3) 中国語を使用していない場合。

第21条 植物新品種保護事務局は出願者に、出願した育成者権の植物品種と対照品種の繁殖材料の提出を要求し、審査と検査・測定に用いることができる。

第22条 出願者は、植物新品種保護事務局の通知を受領後3ヶ月以内に繁殖材料を提

出しなければならない。種子を提出場合、出願者は植物新品種保護事務局が指定する保存機関まで送らなければならない。無性繁殖材料を提出する場合、出願者は植物新品種保護事務局が指定する試験機関まで送らなければならない。

出願者が期限を過ぎても繁殖材料を提出しない場合、出願を放棄したものとみなす。

第 23 条 出願者が提出した繁殖材料は国家の関連規定に基づき検疫を行なう。検疫しなければならないのに検疫を行なわない又は検疫に不合格の場合、保存機関又は試験機関は受け取らない。

第 24 条 出願者が提出した繁殖材料が試験又は検査・測定の必要に足りない場合及び要求に符合しない場合、植物新品種保護事務局は出願者へ不足分を要求することができる。

出願者が 3 度繁殖材料を補足してもなお規定に符合しない場合は、出願は放棄されたものとみなす。

第 25 条 出願者が提出する繁殖材料は次の要求に符合しなければならない。

- (1) 育成者権の出願書類に記載した当該植物品種の繁殖材料と一致する。
- (2) 最も新しく収穫した又は採集したもの。
- (3) 病虫の害がないこと。
- (4) 薬物処理を行っていないこと。

出願者が提出した繁殖材料が既に薬物処理が行われていた場合、使用薬物の名称、使用方法と目的を添付しなければならない。

第 26 条 保存機関又は試験機関は出願者の提出した繁殖材料を受領後、出願者に受領書を発行しなければならない。

保存機関又は試験機関は、出願者の提出した繁殖材料について検査・測定を経て合格の場合、検査・合格証明書を発行しなければならない。併せて植物新品種保護事務局へ報告しなければならない。検査・測定を経て不合格の場合、植物新品種保護事務局へ報告しなければならない。関連規定に基づき処理しなければならない。

第 27 条 保存機関又は試験機関は出願者が提出した繁殖材料について、育成者権の出願の審査機関と育成者権の有効期限内において、秘密を守り適切に保管しなければならない。

第 28 条 中国に通常の居所又は営業所を持たない外国人、外国企業又はその他外国の組織が育成者権を出願する又は優先権を要求する場合、植物新品種保護事務局は次の書類を提供するよう要求することができる。

- (1) 国籍証明書
- (2) 出願者が企業又はその他組織の場合、その営業所又は本部の所在地の証明書類。
- (3) 外国人、外国企業、外国のその他組織の所属国が、中国の組織と個人が当該国の国民と同等条件に基づき、当該国の品種出願権、優先権とその他育成者権に関連する権利を享受できると証明する文書。

第 29 条 出願者が国家林業局へ育成者権の出願を提出後、外国へ育成者権を出願する

場合、植物新品種保護事務局へ優先権の証明文書を請求することができる。条件に符合する場合、植物新品種保護事務局は優先権の証明文書を発行しなければならない。

第 30 条 出願者が育成者権の出願を撤回する場合、国家林業局へ出願の撤回を提出しなければならない。植物品種の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。

第 31 条 中国の如何なる組織や個人も中国国内で育成した植物新品種を国外の育成者権の出願を行う場合、国家林業局へ登録しなければならない。

第 5 章 育成者権の審査承認

第 32 条 国家林業局は育成者権の出願について予備審査を実施する際、出願者へ関連問題について規定の期限内に陳述意見を提出する又は修正するよう要求することができる。

第 33 条 1 件の育成者権の出願に 2 つ以上の育成者権の出願が含まれる場合、実体審査前、植物新品種保護事務局が出願者に規定の期限内に分割出願を提出するよう要求しなければならない。出願者が規定の期限内にその出願について分割出願の修正をしない又は回答しない場合、当該出願は放棄されたものとみなす。

第 34 条 本細則第 33 条の規定に基づき分割出願を提出する場合、元の出願日を保留することができる。優先権を享受する場合は、優先日を保留することができるが、元の出願の範囲を超えてはならない。

分割出願は「条例」及び本実施細則の関連規定に基づき各種手続きを処理しなければならない。

分割出願の請求書には元の出願の出願番号と出願日を明記しなければならない。元の出願が優先権を享受する場合、元の出願の優先権の文書の副本を提出しなければならない。

第 35 条 予備審査を経て「条例」と本細則に既定する条件の育成者権の出願は、国家林業局が公告する。

育成者権の出願公告日から育成者権の付与日以前、誰人も「条例」と本細則に規定する育成者権の出願について国家林業局へ異議を提出することができ、併せて理由を説明する。

第 36 条 育成者権の出願書類の修正部分は、個別文字の修正又は添削を除き、規定の様式に基づき、差替えを提出しなければならない。

第 37 条 実体審査を実施後、「条例」に規定する育成者権の出願に符合する場合、国家林業局は育成者権の付与を決定し、育成者権の出願者へ育成者権の証書を発行しなければならない。併せて登録と公告を行なう。

育成者権者は育成者権の証書の受け取りの通知日から 1 ヶ月以内に育成者権の証書を受領しなければならない。国家の関連規定に基づき、初年度の年間費用を納付しなければならない。期限が過ぎても育成者権の証書を受領しない場合、育成者権を放棄したものとみなす。正当な理由のある場合はこの限りではない。

育成者権の付与の決定が下された日から育成者権は発効する。

第 38 条 国家林業局植物新品種再審査委員会（以下再審査委員会と略称する）は植物育種専門家、栽培専門家、法律専門家と関連の行政管理人員で構成する。

再審査委員会の主任委員は国家林業局の主要責任者が指定する。

植物新品種保護事務局は再審査委員会の決定に基づき、再審査の関連事務を処理する。

第 39 条 「条例」の第 32 条第 2 項の規定に基づき再審査委員会へ再審査を請求する場合、国家林業局が規定する様式に符合する再審査請求書を提出しなければならない。併せて関連の証明資料を添付しなければならない。再審査請求書と関連資料は各 1 式 2 部でなければならない。

出願者が再審査を請求する際、却下された育成者権の出願書類を訂正することができるが、修正は出願却下の決定に関連する部分に限る。

第 40 条 再審査請求が規定の要求に符合しない場合、再審査請求者は再審査委員会が指定する期限内に補正することができる。期限が過ぎても補正しない場合又は補正後も規定の要求に符合しない場合、当該再審査請求は放棄したものとみなす。

第 41 条 再審査請求者は再審査委員会が決定を下す以前には、その再審査請求を撤回できる。

第 6 章 育成者権の停止と無効

第 42 条 「条例」の第 36 条の規定に基づき、育成者権をその保護期限満了以前に停止する場合、その停止日時は

(1) 育成者権者が育成者権の放棄を書面で声明する場合は、声明日を停止とする。

(2) 育成者権者が関連の規定に依らず年間費用を納付しない場合、年間費用の追納期限満了日から停止とする。

(3) 育成者権者が要求に従わず、検査・測定に必要な当該授権品種の繁殖材料を提供しない又は提出した繁殖材料が要求に符合しない場合、国家林業局は登録し、その育成者権の登録日から停止とする。

(4) 検査・測定を経て当該授権品種が、育成者権を付与されたときの特徴と特性に符合しない場合、国家林業局の登録日から停止とする。

第 43 条 「条例」第 37 条第 1 項の規定に基づき、如何なる組織や個人も育成者権の無効の宣告を請求する場合、再審査委員会へ国家林業局が規定する様式の育成者権無効の宣告請求書と関連資料を各 1 式 2 部提出しなければならない。且つ証拠の事実と理由を説明しなければならない。

第 44 条 既に付与された育成者権が「条例」第 14 条、第 15 条、第 16 条と第 17 条の規定に符合しない場合、再審査委員会が職権に基づき、又はすべての組織や個人は書面請求により育成者権の無効を宣告できる。

育成者権の無効を宣告する場合、国家林業局が登録と公告をし、植物新品種保護事務局が当事者へ通知する。

第 45 条 育成者権の無効の宣告請求書に証拠の事実と理由の説明がない場合、又は再審査委員会がひとつの育成者権の無効の宣告請求書を既に審理し且つ育成者権の維持を決定した場合、請求者は同一の事実と理由で無効の宣告を請求する場合、再審査委員会は受理しない。

第 46 条 再審査委員会は無効の宣告請求書を受領した日から 15 日以内に育成者権の無効の宣告請求書の副本と関連資料を育成者権者に送達しなければならない。育成者権者は受領後 3 ヶ月以内に陳述意見を提出しなければならない。期限を過ぎても提出しない場合は、再審査委員会の審理に影響しない。

第 47 条 再審査委員会は授権の品種名の変更の決定を下した場合、国家林業局が登録と公告をし、且つ植物新品種保護事務局が育成者権者に通知し、育成者権の証書を交換する。

授権品種の名前を変更後は、授権品種の元の名称を再び使用してはならない。

第 48 条 再審査委員会が無効の宣告請求の決定を下す以前は、無効の宣告請求者はその請求を撤回することができる。

第 7 章 書類の提出、送達と期限

第 49 条 「条例」と本細則に規定する各種事項は、書面の形式で取り扱う。

第 50 条 「条例」と本細則の規定に基づき提出された各種書類は中国語を使用しなければならず、併せて国家の統一規定の科学技術用語を採用しなければならない。

外国人名、地名と統一の中国語の訳文のない技術用語は、原文を明記しなければならない。

「条例」と本細則の規定に基づき提出する証明書類が外国語の場合は、中国語の翻訳文章を併せて送らなければならない。送付しない場合は、証明書類は提出されなかったものとみなす。

第 51 条 当事者が提出した各種書類は、タイプ印刷することができ、またペンや筆を使用して記入することもできる。但し、形や大きさを整えてはっきりと、ワープロ若しくは印刷しなければならない用紙の片面のみを使用しなければならない。

第 52 条 「条例」と本細則の規定に基づき、各種書類と関連資料を提出する場合、当事者は直接提出することができ、郵便でも提出できる。郵便の際は、投函した消印日を提出日とする。投函した消印日があきりしない場合、当事者が証明を提供することができる場合を除き、受領日を提出日とする。

「条例」と本細則の規定に基づき、当事者へ各種文書と関連材料を送達する場合、直接の引渡し、郵便又は公告の方法で送達することができる。当事者が代理機関へ委託する場合は、代理機関へ送達する。代理機関へ委託しない場合は、当事者へ送達する。

本条第 2 項に直接送達すると規定する場合、交付日を送達日とする。郵便で送達する場合は、投函日から満 15 日で、送達されたものとみなす。公告で送達する場合、公告日か

ら満2ヶ月で、送達されたものとみなす。

第53条 「条例」と本細則に規定する各種期限は、年又は月で計算する場合、その最後の1月の相応日を期限満了日とする。当該月に相応の日がない場合、当該月の最後の1日を期限満了日とする。期限満了日が法定の祝祭日の場合、祝祭日後の第1営業日を期限満了日とする。

第54条 当事者が不可抗力又は特殊な状況により「条例」と本細則に規定する期限に遅れ、その権利喪失を招いた場合、その障害が除かれた日から2ヶ月以内、但し最長でも期限満了日から2年を超過してはならず、国家林業局へ理由を説明し関連する証明資料を添付し、その権利の回復を請求することができる。

第55条 「条例」と本細則に言う出願日とは、優先権のある場合は優先権日を指す。

第8章 費用と官報

第56条 育成者権を出願する場合、規定に基づき出願料、審査料を納付しなければならない。試験が必要な場合は、試験費用も納付しなければならない。育成者権を付与する場合、年間費用を納付しなければならない。

第57条 当事者が本細則第56条に規定する費用を納付する場合、植物新品種保護事務局へ直接納付することもでき、郵便局若しくは銀行を通じて支払うこともできる。但し、電報為替の使用はできない。

郵便若しくは銀行を通じて払い込む場合、出願番号又は育成者権番号、出願者又は育成者権者の氏名又は名称、費用の名称を明記しなければならない。

郵便若しくは銀行を通じて払い込む場合、振込日を納付日とする。

第58条 「条例」第24条の規定に基づき、出願者は育成者権の出願と同時に出願費用を納付することができ、納付通知の受領日から1ヶ月以内に納付する。期限が満了しても支払わない、又は不足する場合、その出願は撤回されたものとみなす。

規定に基づき試験料を納付する場合、納付通知を受領した日から1ヶ月以内に納付しなければならない。期限の満了後の未払い、未追納の場合、その出願を放棄したものと見なす。

第59条 初回の年間費用は育成者権の証書を受領時に支払い、以後の年間費用は前年度の期限満了以前の1ヶ月以内に予納する。

第60条 育成者権者が期限通りに初年度以後の年費を支払わない又は納付金額が不足する場合、植物新品種事務局は、育成者権者へ納付年度の期限満了日から6ヶ月以内に追徴しなければならない。同時に納付金額は年費の25%の滞納金とする。

第61条 本細則施行日から3年以内は、当事者が本細則第56条に規定する費用の納付が確かに困難な場合、申請と国家林業局の審査承認を経て、減額又は遅延することができる。

第 62 条 国家林業局は定期的に植物新品種保護官報を出版し、育成者権の出願の付与、譲渡、継承、停止などの関連事項を公布する。

植物新品種保護事務局は育成者権の登録簿を設け、育成者権の出願、付与、譲渡、相続、終止などの関連事項を登録する。

第 9 章 附則

第 63 条 県クラス以上の林業主管部門が「条例」に規定する行政処罰の事件を調査・処分するとき、林業行政処罰手順の規定を適用する。

第 64 条 「条例」に言う授権品種の詐称とは

- (1) 育成者権の証書、育成者権番号を偽造し使用する場合。
- (2) 既に停止された又は育成者権の無効の宣告をされた育成者権の証書、育成者権番号を使用する。
- (3) 非授権品種を授権品種と見せかける。
- (4) この種の授権品種をその他授権品種と見せかける。
- (5) その他他人に非授権品種を授権品種と誤解させるに足る場合。

第 65 条 当事者が植物新品種の出願権又は育成者権により紛争が生じ、既に人民法院へ訴訟を起こし且つ受理された場合、国家林業局へ報告しなければならない。併せて人民法院が既に受理した証明材料を添付しなければならない。国家林業局は関連の規定に基づき中止又は停止を決定する。

第 66 条 予備審査、実体審査、再審査と無効の宣告の手順において、審査と再審査を実施する担当者が、次の情状の 1 に該当する場合、忌避を申請しなければならない。当事者又はその他利害関係者はその忌避を要求することができる。

- (1) 当事者又はその代理人が親族の場合。
- (2) 育成者権の出願又は育成者権と直接利害関係にある場合。
- (3) 当事者又はその他代理人とその他公正な審査と審理に影響する可能性のある関係にある場合。

審査人員の回避の場合、植物新品種保護事務局が決定する。再審査委員会の人員の忌避の場合は、国家林業局が決定する。忌避の申請が批准される以前は、審査と再審査の人員は職責の履行を停止してはならない。

第 67 条 誰人も、植物新品種保護事務局の同意を経て、既に公告の育成者権の出願の公文書と育成者権の登録簿を閲覧又は複製することができる。

「条例」と本細則の規定に基づき、既に却下、撤回された若しくは育成者権を放棄したとみなされた出願材料と、既に放棄された、無効の宣告若しくは育成者権を停止した材料は、植物新品種保護事務局が廃棄する。

第 68 条 育成者権の出願者と育成者権者の変更を請求する場合、植物新品種保護事務局ヘリストの事項の変更手続きを行わなければならない。併せて変更理由と証明資料を提出しなければならない。

第 69 条 本細則は国家林業局が説明の責任を負う。

第 70 条 本細則は公布日から施行する。